

令和4年度 医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所不正使用防止計画

令和4年4月1日制定

項目	不正発生要因	不正防止計画
1.機関内の責任体系の明確化		
責任及び権限について	時間の経過や認識が不十分なことで、それぞれの責任や権限が曖昧になってしまう。	責任体系を明確化し、説明会、ホームページ等で認識を深めるような取り組みを行う。
2.適正な運営・管理のための環境の整備		
ルールの明確化と周知	省庁のルール等の変更に対する理解不足。	ルールの周知及び、執行に関する説明会の開催、個別に口頭で説明する等により、変更したルールを理解してもらう。
告発、調査、懲戒に関する事項の明確化と周知	告発や調査の方法や懲戒に関する理解不足。	ホームページに掲載するとともに、説明会等で説明する。
3.不正行為を早期発見、是正するための体制の整備		
関係者の意識向上	研究費の不正使用の事例、その影響についての意識が不足している。また、ルールをどの程度理解しているのか確認できていない。	コンプライアンス教育、グリーンブックを読む事で理解を深め、さらにチェックシートで理解度を把握する。
	研究者および関係者すべてが研究活動に関わっているという意識不足。	誓約書を提出することで、研究活動に関わっているという意識を高く持つようにする。
4.公的研究費の適正な運営及び管理体制		
予算執行状況の管理・把握	研究費の執行額把握が不十分であると、計画的な予算執行ができない。	事務職員より研究者に定期的に執行残金を知らせ、計画的な予算執行ができるようにする。
旅費の事実確認	旅費申請に関して、事実確認が不十分であると、水増し請求や架空請求の恐れがある。	事務員による口頭確認や必要書類の提出を義務づける。
癒着防止に向けた取組	研究者と業者との親密な関係が癒着を発生させる。	研究費の不正への取り組みに関する基本方針をホームページで公表するとともに、業者から誓約書を提出してもらう。